

令和2年度第2回岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会 議事要旨

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、書面にて以下のとおり開催しました。

<書面開催>

期間：令和3年2月18日（木）～令和3年3月5日（金）

1. 委員 ※ 五十音順、敬称略

伊在井 みどり・岩佐 圭一郎・内川 紗矢香・大井 理恵・片桐 妙子・木村 麻理
栗本 理花・近藤 眞庸・杉山 祐子・高橋 由香・長谷部 基司・広瀬 修
見田村 勇磨・吉田 理・山崎 喜代子

2. 議題

- (1) 令和2年度事業実績について
- (2) 令和3年度 当初予算の概要について
- (3) 岐阜県男女共同参画計画（第4次）の中間見直しについて

3. 議事要旨

(1) 令和2年度事業実績について

[意見]

片桐委員：

- ・岐阜県の男性職員（知事部局）の育児休業取得率は、全国平均の3倍を超える51.6%と全国一位であり、取得しやすい環境作りと意識変容の結果だと思う。具体的な取り組みを発信し、啓発に繋げて欲しい。
- ・「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたり」における平等感が低い。特に女性が立候補する、立候補をサポートする等の学びの場が皆無であり、講演会、研修会の開催が必要である。
- ・ジェンダーを払拭し、女性が活躍しているロールモデルとの交流は、中学生の興味関心に繋がり、自分と重ね合わせ可能性を感じられる素晴らしい事業だと思う。政治・経済分野の女性リーダー、女性が少ない分野の研究者等との交流を今後も継続してほしい。
- ・講演会や研修会等で可能ならアーカイブ配信をしてほしい。視聴が難しい場合に、多くの方に学びの機会が提供出来る。

杉山委員：

- ・本年度は外部訪問が困難であったと推察する。しかし活動が停滞しないためにも、今後の出前講座の在り方について双方の事情を汲んだ講座が実現できるよう、一層の検討をお願いしたい。

- ・出前講座同様、継続のためにもオンライン開催は賛同する。
オンラインでの課題として、受講側の発言や意見交流がある。対面同様、意思疎通ができる工夫をしてほしい。
- ・中学生対象とのことだが、実施での反応や、今後のキャリア教育への効果など、中学生への働きかけの成果を積み上げてほしい。

(2) 令和3年度 当初予算の概要について

[意見]

片桐委員：

- ・「政策・方針決定過程における参画拡大決定」における政策に違和感を覚える。テーマを考えれば、第一に政治分野における参画拡大に向け女性議員ゼロ議会を無くし、女性議員を増やすことだと思う。就労の場で女性が輝くことも目ざすところだが、「2働く場における男女共同参画」に入るように考える。「政治分野における男女共同参画推進法」も成立した。
 - ・例えば、児童扶養手当については、ひとり親家庭に限られており、別居中や離婚調停中の女性は手当を受けることができない。状況によっては、別居中や離婚調停中の女性についても手当の対象となるよう、制度を変更してほしい。また、離婚前後の支援として、相談業務のみでなく、離婚協議中の生活資金などの支援も検討してほしい。
- 最後に、困難（性被害者や虐待被害者、家族関係が困難等の影響から転職を繰り返し更なる困難に陥る等）を抱えた若年女性への支援制度は必要だと思う。

杉山委員：

- ・家庭のある女性が心おきなく働くためには、保育所問題は避けることができない課題である。保育者養成課程でも努力をしているが、多数存在する潜在保育士への支援の強化をぜひお願いしたい。マッチング支援の対象者に保育補助者を追加することの成果を期待する。
- ・ひとり親家庭は増加傾向にあり、コロナ禍で生活困難に拍車がかかっているのではないかと推察する。その中での子どもの安全で健康な育成のために、親の自立に対して多面的な支援体制でお願いしたい。

高橋委員：

- ・コロナ禍における雇用から見ると、20年4月以降雇用環境に大きな変化(解雇・休業等)があった人の割合は、男性18.7%に対し、女性26.3%と約1.4倍であったとの調査結果がある。また、昨春の緊急事態宣言下、家事・育児・介護など家庭内での夫婦の役割分担が見直されるとの期待もあったが、実際は女性に偏っていたとの調査結果もある中で、ひとり親世帯の支援等、県民が安心して暮らせる環境の整備が図られることを切望する。
- ・「多様な生き方の選択を可能にする教育・学習の充実」の中で、男女共同参画基礎

講座の開催等の取組がなされているが、「社会通念・慣習・しきたり」など社会全体の不平等感を若いうちから取り除く上で、若い世代の方を対象としたSNS等の活用もその取組の一つではないかと考える。

広瀬委員：

- ・男性から女性、女性から男性へそれぞれ考えられるので、しっかりと計画の中に入れてほしい。

(3) 岐阜県男女共同参画計画（第4次）の中間見直しについて

[意見]

広瀬委員：

- ・2つの計画を統合することで、特だしていた活躍推進計画が後退したようなイメージとならないよう、計画名の検討や、経緯の記載など考えたかどうか。また、主婦というの立派な仕事であることを文章にあえて入れたらどうか。いろいろな考え方があある。
- ・えるぼし認定の前段階である100人以上の企業に対する労働基準局への書類提出義務がかけられるため、計画に入れていったらどうか。

(4) 近藤会長総括コメント

- 委員の皆様が指摘されているように、学ぶことの必要性から、コロナ禍にあっては、オンライン開催やアーカイブ配信をふくめた研修会・講演会も一つの方法として有効であると思う。これと同時に、「コロナ禍」であっても（あるからこそ）、県が率先して「対話的な学び」を展開していくことが求められているように思う。
- 児童扶養手当にみられるように、家族のありようも、制度化された当時とは大きく変化している。委員が指摘しているように、実情を把握し、それにあった運用が求められているように思う。児童扶養手当にとどまらず、男女共同参画の見地から、時代の変化に対応した施策の必要性について発信していく必要がある。
- 防災における男女共同参画の視点からの対応は重要であり、緊急かつ具体的な取り組みが求められる。例えば、避難所での女性専用トイレの設置や洗濯物干場の位置、生理用品の配給(女性が担当)など、女性への配慮について、当事者の声を聴き、当事者である女性の目線でマニュアルを点検することを提案したい。
- いくつかの要望や指摘はあるが、全体として、委員からは特に異論はなかったものと理解している。オリンピック開催と関わって、ジェンダー平等をめぐる問題が話題となったほか、選択性夫婦別姓や同性婚をめぐる多様性の尊重についての問題も国民の関心事となったことが、男女共同参画の取り組みへの県民の注目度を高める格好の機会となっていることから、引き続き、県民の期待に応えられるよう、男女共同参画施策を推進する必要がある。